

北信総安第5号の2
令和2年7月2日

関係団体 各位

北陸信越運輸局総務部長
(公 印 省 略)

夏期期間におけるテロ対策の徹底について

標記について、国土交通事務次官より別添のとおり通知（令和2年6月30日付け国官危管第4号）がありました。

夏期期間（令和2年7月23日～8月31日）においては、交通機関及び交通関係施設、人出が予想される施設を中心にテロ等の発生が懸念されることから、より一層の危機管理意識の向上が求められております。

関係各位におかれましては、改めてテロ対策等の徹底を図るよう、貴傘下会員等に対し周知方お願いいたします。

国官危管第4号
令和2年6月30日

北陸信越運輸局長 殿

国土交通事務次官
(公印省略)

夏期期間におけるテロ対策の徹底について

国土交通省では、これまでも国民生活の「安全・安心」を確保する観点から、最重要課題の一つとしてテロ対策の強化・徹底に取り組んでいるところである。

本年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、不要不急の外出自粛等の取組が実施されていたところ、令和2年6月19日に都道府県をまたぐ移動の制限が解除され、今後、夏期期間（令和2年7月23日から同年8月31日までの期間をいう。以下同じ。）においては、輸送需要が集中して発生するとともに、行事、催物等への多数の人出が予想される。

行事、催物等多数の人が集まり、防御が比較的手薄なソフトターゲットを狙ったテロ事案が発生していることに留意し、夏期期間に、交通機関、交通関係施設及び人出が予想される施設を中心に、改めて所管の分野においてテロ対策の徹底を図るよう周知されたい。